

<面会交流調停を申し立てる方へ>

1 概要

別居中又は離婚後、子どもを監護していない親は、子どもを監護している親に対して子どもとの面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子どもの年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子どもの健全な成長にとっても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、申立人、相手方及び子どもの状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申し立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子ども1人につき1200円
- 手続用の郵便切手・・・140円×1枚、92×1枚、82円×6枚、10円×6枚 合計784円分

3 申し立てに必要な書類等

- 申立書3通
→ 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。
- 事情説明書1通
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 子どもの戸籍謄本(全部事項証明書)1通
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズです。）で裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください（提出する書類のコピーは、①A4サイズ縦の用紙に、②とじしろとして左側を3センチメートル以上あけて作成してください。）。
相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考える部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）したものを提出してください（ただし、原本には手を加えず、コピーをマスキングしてください。）。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書類等については、「非開示希望申出書」に必要事項を記載し、当該書類等に申出書を添付して提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

※注意

個人情報保護の観点から、個人番号（マイナンバー）が記載されていない文書の提出をお願いいたします。具体的には、

- ① マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの（源泉徴収票等）については、マイナンバーの記載のない文書をご提出いただき、
- ② マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの（確定申告書等）もしくはマイナンバーが記載された文書を取得してしまった場合については、マイナンバー記載部分をマスキング（黒塗り）した文書のコピー（後日原本確認が必要になる場合があります。）をご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧（記録を見る手続）・謄写（記録をコピーする手続）の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかが判断します。また、法律の定める閲覧・謄写の除外事由があるときは、閲覧・謄写は許可されません。

しかし、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります。

6 申立先

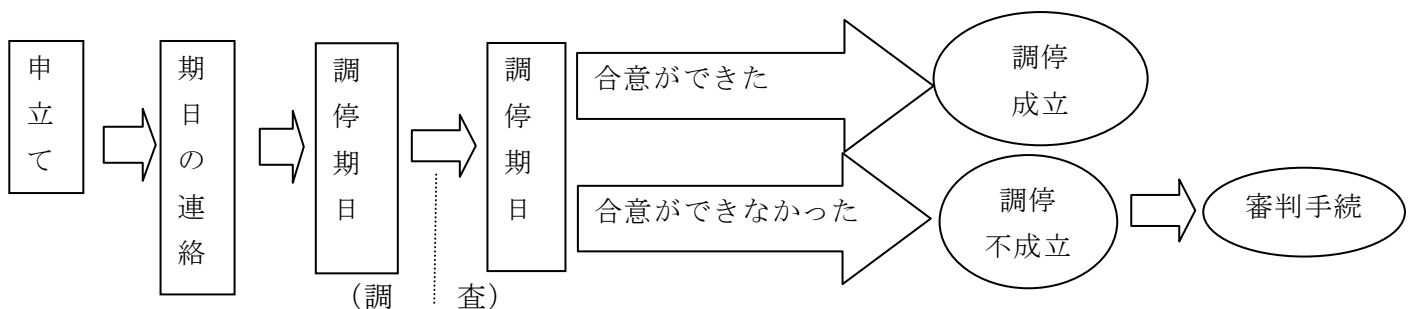
相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所で調停をすることができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。

調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。



8 DVDの事前の視聴について

最高裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp/video/>) では子どものいる夫婦の離婚や面会交流に関する動画「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」を配信（視聴時間約19分）しています。また、当裁判所でも視聴することができます。

○ 提出先（送付先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付 (011-221-7281)

事情説明書（面会交流）（申立人用）

書式3-面

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ（いくつでも可）、空欄には具体的な理由・事情等を記入して、申立ての際に提出してください。
なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

1 今回あなたがこの申立てをした「きっかけ」「動機」を書いてください。								
2 調停ではどんなことで対立すると思われますか。 （該当するものにチェックしてください。複数可。）	<input type="checkbox"/> 面会交流を実施するかどうか <input type="checkbox"/> 面会交流の回数 <input type="checkbox"/> 面会交流の内容 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
3 申立人と相手方の現在の連絡状況について記入してください。	<input type="checkbox"/> 会っている。 <input type="checkbox"/> 会ってはいないが、電話等で連絡を取っている。 <input type="checkbox"/> 連絡を取っていない。 （最後に連絡を取った時期：平成 年 月ころ） （連絡を取っていない理由： ）							
4 未成年者に、面会交流について話をしていますか。	<input type="checkbox"/> 話をしている。 話をした人 <input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/> 申立人及び相手方一緒に <input type="checkbox"/> その他（ ） 未成年者の反応（ ） <input type="checkbox"/> 話をしていない。							
5 現在未成年者の状況で心配なことはありますか。 （該当するものにチェックしてください。複数可。）	<input type="checkbox"/> 特にない。 <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> 健康面（病気がちになった等） <input type="checkbox"/> 情緒面、精神面（情緒不安定等） <input type="checkbox"/> 登園、登校面（登校を渋っている等） <input type="checkbox"/> 交友関係（友人とのトラブル等） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
6 それぞれの同居している家族について記入してください（本人を含む。）。 ※申立人と相手方が同居中の場合は申立人欄に記入してください。	申立人（あなた）		相手方					
	氏名	年齢	続柄	職業・学年	氏名	年齢	続柄	職業・学年
7 それぞれの収入はどのくらいですか。	月収（税込み） 約 万円 <input type="checkbox"/> 実家等の援助あり <input type="checkbox"/> 生活保護等受給		月収（税込み） 約 万円 <input type="checkbox"/> 実家等の援助あり <input type="checkbox"/> 生活保護等受給					
8 住居の状況について記入してください。	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 申立人及び相手方以外の家族所有 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 申立人及び相手方以外の家族所有 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

平成 年 月 日 申立人 _____ 印

平成 年(家・家イ)第 号(期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。)

連絡先等の届出書 (□ 変更)

(※□の部分は該当箇所にチェックを付けてください。)

1 送付先

標記の事件について、書類は次の場所に送付してください。

申立書記載の住所のとおり

次に記載した場所

〒 _____

場所： _____
場所と私との関係：住所 就業場所(勤務先)
その他 _____

場所については、^{ひかいじ}非開示を希望する。

^{ひかいじ}非開示を希望する理由： _____

2 平日昼間の連絡先 (^{ひかいじ}□非開示を希望する)

携帯電話番号： _____

固定電話番号(□自宅/□勤務先)： _____

どちらに連絡があってもよい。

できる限り、携帯電話/固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

申立人/相手方 氏名： _____ 印

札幌家庭裁判所 御中

書類の提出とマスキング方法

書面を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

1 提出書類の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。

2 提出書類の開示

あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手からの希望があると、相手にお見せしたり（「閲覧」^{えつらん}と言います。）、コピーを認める（「謄写」^{とうしや}と言います。）ことになりますので、ご注意ください。

3 提出書類の作成方法

- (1) ①A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズ）の用紙、②横書き・左綴じ、③とじしろとして左端より3cm以上あけて作成してください。
- (2) 主張書面には、必ず①事件番号（平成〇〇年（家イ）第××××号）、②作成年月日、③提出者のお名前を記載して、名前横に押印してください。
- (3) 資料については、現物はお手元で保管して、コピーを提出してください。

左端を3cmあけてください

	↓	平成〇〇年（家イ）第××号
	⇔	平成〇〇年〇月〇日
		申立人 〇〇〇〇 印

4 相手に知られたくない情報部分を隠して資料を提出する方法（マスキング）

例・「所得額の資料として源泉徴収票を提出したいが、自分の住所は相手に知られたくない」

- ① 資料をコピー。② コピーを利用して、自分の住所部分を黒塗り。③ 黒塗りしたものを2部コピーして資料を作成。④ 黒塗りは自分用控え。⑤ 2部を裁判所用と相手用として提出。

※ 原本には手を加えないでください。念のため、提出の際には原本もお持ちください。

①【原本】これを1部コピー

② コピーの住所（名前は消さない）を黒く塗ったり、カバーアップテープを貼ってから、

③ 更に3部コピーして、④1部は自分用控え、⑤2部を裁判所に提出してください。

札幌市中央区大通12 調停太郎		
総収入		
4,455,667		
東京都（住所略）（株）サイコー		

→

札幌市中央区大通12 調停太郎		
総収入		
4,455,667		
東京都（住所略）（株）サイコー		

4 全体について非開示を希望する資料を提出する方法

書面全体を相手にどうしても見られたくない場合には、「非開示希望申出書」^{ひかいし}を添付して提出してください（注・口頭で告げただけでは申出になりません。）。ただし、裁判官の判断によっては、ご要望に添えない場合もあります。

平成 年(家・家イ)第

号(期日通知等に書かれた事件番号を書いてください。)

ひかいじ
非開示希望申出書

(※□の部分は該当箇所にチェックを付けてください。)

札幌家庭裁判所 御中

平成 年 月 日

□申立人/□相手方 氏名 _____ 印

1 本申出書に添付した書面について、非開示とすることを希望します

注 必ずこの書面と非開示を希望する文書をホチキス等で止めてしてください。

注 複数の非開示を希望する文書がある場合には、1文書ごとに申出書を添付してください。

注 資料の一部について非開示を希望する場合には、その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

注 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示がされる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2 非開示を希望する理由は、次のとおりです(当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です。)

- 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
- その他(具体的な理由を記載してください。)
